

● 装飾規定

① 必ず施工しなければならない造作（基礎装飾）

- カーペット（敷き詰め） ●間仕切り壁、バックパネル
 - 社名掲示（出展社ならびに共同出展社の社名掲示が必要です。）
- ※基礎装飾は一切ありません。

レンタル装飾をお申込みされていない方は、最低限上記のものをご用意ください。
※ブース4辺が全て通路に面している場合、間仕切り壁、バックパネルは不要です。
ただし、通路に面していない辺は、バックパネル（壁立て）の施工が必要となります。

② ブース内に1セット以上の商談席（テーブル＋イス）を設置してください。

毎年非常に多くの来場者から「座って具体的な商談をしたいので、ブースにテーブルと椅子を設置してほしい」との強い要望が寄せられていることから、すべてのブースに1セット以上の商談席を設置し、商談を行っていただくことになっております。

③ 装飾物は、床面から高さ3.6m以下となっております。

- (1)装飾物（看板類、アーチ、バルーン等の浮遊物、光線を使用した装飾、ディスプレイ用の植木等を含む一切のブース造作及び付帯設備）の高さ制限は床面から3.6m以下とします。（ただし、出展製品はこの規定に該当しない場合もございますので、事務局までお問い合わせください。）
- (2)出展製品自体の高さが3.6mを超える場合は、会場に申請が必要となりますので、事前に事務局までご連絡ください。

④ 通路側へのライトの照射・突出物の取付を行うことは出来ません。

ライト類（社名看板・製品を照らす場合は除く）、看板類（主催者が配布する小間番号板などは除く）、旗、幟（のぼり）その他装飾物の通路側への照射・突出は一切出来ません。また、小間以外の共用通路部分へカーペットを敷くことも禁止いたします。

⑤ 隣接小間との間仕切りは、必ず片面パネルで施工してください。

隣接小間との間仕切り、及びバックパネルは、必ず隣接面全体を高さ2.7m以上、3.6m以下（セットバックなし）の片面パネルで施工してください。なお、高い間仕切りを用いた出展社は、露出した隣接小間との間仕切りの裏面を、白無地パネルもしくは、経師紙（白）で処理してください。

（高さが隣接小間と異なる場合、隣接小間から1mの範囲内で、隣接する小間側に社名等の文字を入れる事は禁止いたします。）

⑥ 装飾物を天井から吊り下げることが出来ません。

ホール内の既存天井から装飾物（バナー・ワイヤー等）を吊り下げることは一切出来ません。

⑦ 小間内に聴衆のスペースを確保してください。

自社小間内で、プレゼンテーションを行なう場合、小間から聴衆が溢れ、通路を塞ぐことのないよう予め十分なスペースを小間内に設けるような設計を行ってください。

⑧ カーペットの養生は両面テープをご使用ください。

小間内床のカーペットは、すべて弱粘の両面テープで固定させてください。
ボンドなど接着剤の使用はできません。

⑨ 二階建施設を設置することは出来ません。

小間内に二階建の施設（インフォメーションブース、商談室、控室／休憩所、倉庫等の来場者または、係員が入室する状態の施設）の設置を禁止します。
また、来場者または係員の通行するブリッジ等は設けることができません。

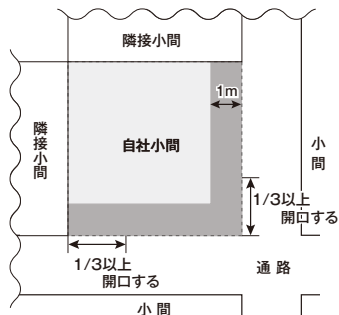
⑩ 消防施設を隠さないよう十分ご注意ください。

消火器、屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常ベル誘導灯などを装飾物で隠さないよう十分ご注意ください。また、その付近にはそれらを使用の際に障害となる出展製品や、装飾物、その他の物品を放置しないでください。
なお、消防施設の場所を確認されたい方は、事務局までお問合せください。

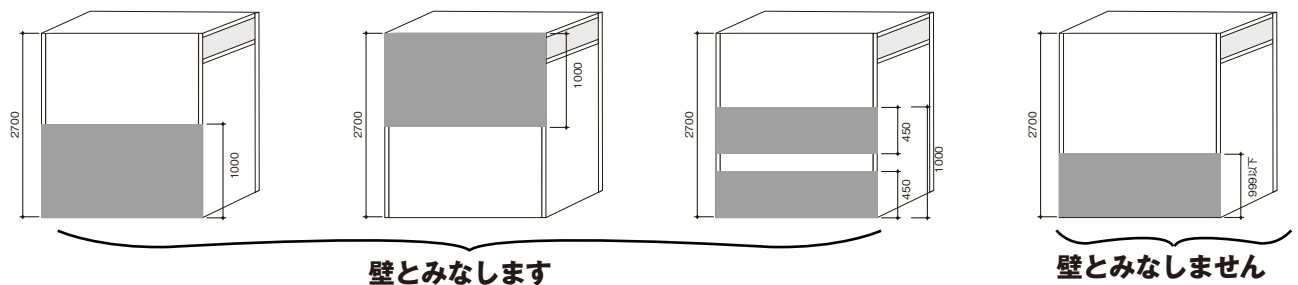
⑪ 通路から 1m の範囲内に造作を施工する場合、間口の 1/3 以上を開けてください。

（自社小間と会場壁面の間に他の出展社がない場合、および外周小間の側面はこの限りではありません）

<平面図>



<立面図>



*床から2.7mの間に、上記の図のように1m以上の造作を施工した場合、1/3以上の開口ではなく壁とみなします。（2.7m以上の部分はこの限りではありません）

⑫ 車輦展示に際し、以下3つの条件を満たす場合は、天井構造とみなされる場合があります。その場合は、事務局までお問合せください。

- (1) 中型車以上
- (2) 車輦に天井がある
- (3) 会期中、車輦へ人の出入りがある

⑬ 天井構造を行う場合は、事前申請が必要です。

事前の申請がない場合は、深川消防署より、現場で取壊しや変更工事等を命じられる場合がございます。天井構造を行う場合は、必ず天井構造申請書をご提出ください。

● 防災規則

- 搬入期間中、深川消防署による消防査察が行われます。
下記防災規則を遵守しない場合、取り壊しを指示されますのでご注意ください。
- 東京ビッグサイトは、消防法第8条の3により防災防火対象物に指定されています。
つきましては、展示会装飾品は努めて防災性能を有するものを使用してください。

① 装飾用合板は、防災合板をご使用ください。

ベニア、プリントベニア等基材になる合板は、厚さに関係なく、すべて浸漬加工による防災処理済の防災合板を使用してください。吹付加工のものでは許可されません。また間仕切りの壁面だけでなく、装飾品、受付用カウンター、棚等に使用する合板にも防災合板を使用してください。

② 防災物品の使用について

- (1) 防災対象物品（防災処理が必要なもの）
 - a. カーテン
 - b. 仕切りに用いられる布製のアコーディオンカーテン・ついたて
 - c. 装飾のために壁面等に沿って下げられる布製のもの
 - d. 布製ののれん・幕・暗幕等
 - e. 映写用スクリーン
 - f. 布製のブラインド
 - g. 絨毯・カーペット・人工芝・ござ
 - h. シート類
- (2) 防災性能を有している防災物品として扱うもの
 - a. 建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料
 - b. 建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料
 - c. 建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料

③ 防災表示は物品に1点ずつお付けください。

- (1) 防災性能の表示は見えやすい部分に施す。
- (2) 防災ラベル等は簡単に剥がれない場所に取り付ける。

④ 防災性能を与えることが困難なものはご使用をお控えください。

ホンコンフラワー・ウレタン・アセテート・ポリエステル・発泡ポリスチレン・アクリル・ナイロン等の石油・化学製品は防災性能を与えることが困難なため、極力使用しないでください。

⑤ 日本の防災処理認定を受けている物をご使用ください。

- (1) 上記①、②の防災対象物品に該当する外国製品は必ず日本国内の認定を受けたものを使用する。
- (2) 防災表示されていない外国の製品は、日本国内の認定機関の認定を受けること。

⑥ 火気を使用する場合は、事務局に予め申請をお願いします。

搬入出および展示会期中、電気ガスなどによる溶接、その他で火気を使用する場合は、予め事務局に届け出て承認を受けてから行なってください。また作業中は必ず消火器を手元に置いてください。

● 施工上の注意事項

① 電気幹線の引き込み場所を事前にご確認ください。

小間内への電気幹線ケーブルの引き込みを極力目立たない場所に設置するよう留意しますが、会場内電源ピットの都合上、出展社の意に添えない場合も考えられます。事前に事務局指定の電気幹線工事会社に確認の上、設計を行なってください。

② 車輛の制限をする場合がございます。

会場内の安全、整理のために装飾資材を積んだトラック等の乗り入れを一時的に制限する場合があります。また、場外で待機していただくことがありますのでご了承ください。

③ 会場設備や他社の装飾を損傷しないようご注意ください。

施工および資材の運搬にあたっては、会場設備、電気、電話、水道等の設備、他社の装飾、出展製品などを損傷しないよう十分注意してください。万一損傷した場合は、理由の如何にかかわらず原状回復をしていただきます。

④ 小間内に柱（会場躯体）がある場合の装飾について

柱に対して、塗料の直接塗布や接着剤・テープ等を使用して、ポスター類を取り付けることはできません。ただし、柱の周囲をパネル等で囲う施工、接着剤等を利用せずに布類を巻き付ける施工は可能です。

柱に消防設備がある場合は使用できる状態にする必要があります。消防設備の有無については事前に事務局までお問い合わせください。

⑤ 電源コードを延長するための「コードリール」は必ず全て引き出してから使用してください。

⑥ 自社の小間外での作業は出来ません。

会場内では、必ず自社の小間内で作業を行なってください。通路または他の小間に資材を放置したまま作業をすることを禁じます。撤去時の作業もこれに準じます。

⑦ 会期中に展示設備の交換や装飾の模様替えをすることは出来ません。

⑧ 会場内にストックスペースはございません。

本展では、出展社用のストックスペースは設けておりません。必要な場合は、自社小間内に設ける等の対応をお願いします。

● 残材処理

撤去時に出る残材は必ず自社にてお持ち帰りいただくか、もしくは事務局指定の清掃会社までお問合せください。万が一、会場に放置されていた場合は、出展社に連絡なくして、事務局は残材とみなし処分いたします。また、後日その残材処理費を事務局より請求いたしますので十分ご注意ください。

● 作業中の禁煙

展示会場内は搬入出時・会期中を通じて指定喫煙所を除き、全館禁煙となっております。

特に搬入出作業時の喫煙に関して、毎年所轄消防署より強い指導が入っております。

場合によっては、退館していただくこともありますので、喫煙の際は指定の喫煙所をお願いします。

※ 登録された装飾施工会社情報宛に、今後、DM や電子メールなどにより、弊社の展示会・セミナー、関連サービスの案内をさせていただきます。

※ 感染者発生時には、最低限必要となる個人情報を政府機関・自治体の要請により開示することがあります。

※ その他、弊社の個人情報保護方針は、下記サイトをご参照ください。

<https://privacy.rxglobal.com/ja-ja.html>